

ゼロカーボンイベント運営事業費補助金交付要綱

(令和 7 年 3 月 28 日環境局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市民及び観光客等に対し、脱炭素や資源循環に関する普及啓発を図るため、定禅寺通周辺において環境負荷の少ない持続可能なイベント開催に係る経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関して、仙台市補助金等交付規則（昭和 55 年仙台市規則第 30 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ゼロカーボン 二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、実質的にゼロにすることをいう。
- (2) ゼロカーボンイベント 発電機燃料のゼロカーボン化、資源物の分別・リサイクル及び脱炭素・資源循環の普及啓発等を行う飲食を伴うイベントをいう。
- (3) 補助事業者 第 10 条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者をいう。
- (4) 補助事業 第 10 条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた事業をいう。
- (5) カーボンクレジット 植林や省エネ機器の導入等によって生まれた温室効果ガスの削減・吸収量をクレジット（排出権）として発行し、取引できるようにした仕組みのことをいう。
- (6) カーボンオフセット 排出された二酸化炭素等の温室効果ガスをカーボンクレジット等の購入により埋め合せることをいう。
- (7) エコステーション ゼロカーボンイベントで発生するごみの分別排出を促進する場所をいう。

(補助金の交付対象者)

第 3 条 この補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 別表第 1 に掲げる定禅寺通周辺に位置する公園及び屋外エリア（以下「屋外エリア等」という。）において、ゼロカーボンイベントの主催を予定する法人又は団体であること。
- (2) 市内に本社又は支社をおく法人又は団体であること。なお、実行委員会等の任意団体を組成する場合において、定款等の定めがない場合には、当該任意団体の代表者（法人又は団体を含む）を定めることとし、当該代表者が市内に住所（法人又は団体の場合には本社又は支社）をおいていることを要件とする。
- (3) 法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと。
- (4) 暴力団（仙台市暴力団排除条例（平成 25 年仙台市条例第 29 号。以下「暴力団条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）等との関係を有していないこと。

- (5) 代表者又は役員のうちに暴力団員等（暴力団条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がある法人又は団体ではないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を目的とした団体又は事業者ではないこと。

（市税の滞納がないことの確認等）

第4条 前条第3号に規定する要件は、市長が補助金の交付の申請をしようとする者の同意に基づいて市税の納税状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税の滞納がないことの証明書（発行日から30日以内のものに限る。）を提出した場合は、この限りでない。

（市税の取扱い）

第5条 第3条第3号に規定する市税とは、個人の市民税（当該事業主が 仙台市市税条例第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、特別土地保有税、事業所税及び都市計画税とする。

（補助金の交付対象事業）

第6条 この補助金の交付を受けることができる事業は、第3条第1号に規定する屋外エリア等において開催されるゼロカーボンイベントであり、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 市民や観光客が広く参加でき、別表第2に掲げる取組を実施する企画内容であること。
- (2) イベント会場として、概ね3,000㎡以上の面積を使用すること。
- (3) イベント主催者に行事を適正に実施する能力があると十分に認められること。
- (4) 特定の政党、宗教又は政治的信条を支持するものでないこと。また、特定の思想、主義又は主張の普及宣伝に利用されるおそれのないこと。
- (5) 公序良俗に反するものでないこと。
- (6) 単なる宣伝、営利のみを目的としないこと。
- (7) 収支計画に妥当性があること。
- (8) 参加者に入場料等の負担を求めるときは、その内容が妥当なものであること。

（補助対象経費）

第7条 補助対象となる経費は、別表第3に掲げる経費とする。ただし、次の各号に該当する場合は、当該補助金等相当額を控除した額とする。

- (1) 国や自治体（関係団体を含む）等から受けた補助金、助成金、負担金
- (2) 参加者から徴収している入場料等

（補助金の額）

第8条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の10分の10に相当する額とし、1つの補助事業につき、200千円を上限とする。

- 2 補助金の額の算定において、千円未満の端数がある場合にはこれを切り捨てた額をもって補助金の額とする。

(交付の申請)

第9条 規則第3条第1項の規定による交付の申請は、ゼロカーボンイベント運営事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、市長に提出して行うものとする。

- (1) 事業計画書(様式第1号の別紙1)
- (2) 収支予算書(様式第1号の別紙2)
- (3) 補助金所要額算出内訳書(様式第1号の別紙3)
- (4) 企画書(イベント概要がわかるもの)
- (5) 申請者の概要がわかる資料
- (6) 市税納付状況確認同意書(様式第1号の別紙4)
- (7) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定による補助金の交付申請受付の期間は、市長が別に定める日とする。

(交付の決定等)

第10条 市長は、申請を受理してから30日以内に、補助金の交付の可否を決定するものとし、規則第6条の規定による決定の通知は、交付の決定についてはゼロカーボンイベント運営事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、不交付の決定についてはゼロカーボンイベント運営事業費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付決定について条件を付することができる。

(交付の条件)

第11条 規則第5条第1項第1号に規定する市長の定める軽微な変更は、補助対象事業の内容の変更(当初事業目的を変更しない範囲のものに限る。)で、補助金の額に変更(増額)を生じないものとする。

- 2 規則第5条第1項の規定による変更等の申請は、ゼロカーボンイベント運営事業費補助金事業(変更・中止)承認申請書(様式第4号)により行うものとする。
- 3 前項の申請に対する承認は、ゼロカーボンイベント運営事業費補助金事業(変更・中止)承認通知書(様式第5号)により行うものとする。この場合、市長は、交付の決定を取り消し、又は変更することができる。
- 4 前項の規定による取消し又は変更を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第12条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、交付決定の通知があった日から10日を経過した日までにゼロカーボンイベント運営事業費補助金交付申請取下書(様式第6号)により行うものとする。

(実績報告)

第 13 条 規則第 12 条の規定による実績報告は、補助事業の成果を記載したゼロカーボンイベント運営事業費補助金事業実績報告書（様式第 7 号）に次の書類を添えて、補助事業が完了した日から 30 日以内又は補助事業を実施する年度の 1 月 31 日までのいずれか早い期日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（任意様式）
- (2) 収支決算書（様式第 7 号の別紙 1）
- (3) 補助対象経費支出内訳書（様式第 7 号の別紙 2）
- (4) 補助対象経費分の領収書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第 14 条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、規則第 13 条の規定による通知は、ゼロカーボンイベント運営事業費補助金交付額確定通知書（様式第 8 号）により行うものとする。

(補助金の交付)

第 15 条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定等を行った後に補助金を交付するものとする。

- 2 補助事業者は、前条に規定する補助金の額の確定の通知を受けた場合は、速やかにゼロカーボンイベント運営事業費補助金交付請求書（様式第 9 号）を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第 16 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他の不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。
- (3) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (4) 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき。
- (5) 補助事業の中止又は遂行する見通しがなくなったとき。
- (6) その他市長が補助金を交付すること又は交付したことが不適当であると認めたとき。

- 2 前項の取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の返還)

第 17 条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消し

に係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

(立入検査等)

第18条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は本市職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(書類の整備等)

第19条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(委任)

第20条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境局長が別に定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

別表第1 屋外エリア等(第3条第1号関係)

定禅寺通(中央緑道を含む)、一番町四丁目アーケード、稲荷小路・虎屋横丁、勾当台公園、西公園(広瀬通より北側のエリアに限る)、元鍛冶丁公園、錦町公園、その他市長が認める場所

別表第2 補助金の交付要件(第6条第1号関係)

取組内容	交付要件
発電機燃料のゼロカーボン化	化石燃料(軽油等)使用量相当分のカーボンオフセット又はバイオディーゼル燃料の使用(化石燃料(軽油等)が含まれる燃料の場合は、軽油等使用量相当分のカーボンオフセットを行うこと。)
エコステーションの設営及び脱炭素等に関する普及啓発	(1)エコステーションの設営 以下の資源物を分別して排出できる場所を設置し、分別排出を行うこと。ただし、②～⑤のうち、発生しない資源物がある場合は、この限りでない。 ①生ごみ(必須)

	②缶・びん・ペットボトル ③段ボール・古紙 ④割りばし・竹串 ⑤プラスチック製容器等 (2)脱炭素等に関する普及啓発 エコステーション等を活用し、脱炭素や資源循環に関する普及啓発を行うこと。
ゼロカーボンイベントに関する広報	チラシやポスター等の広報物に、脱炭素や資源循環に取り組むイベントであることを明記すること。

別表第3 補助対象経費（第7条関係）

区分	主な内容例
発電燃料のゼロカーボン化に係る経費	
	・バイオディーゼル燃料の購入費（配達手数料等を含む。また、化石燃料（軽油等）を含む場合は、軽油等使用量相当分のカーボンオフセットに要する費用も含む。） ・化石燃料（軽油等）使用量相当分のカーボンオフセット費（手数料を含む。）
エコステーションの設営及び脱炭素等に関する普及啓発に係る経費	
	・エコステーションの設営費（専用テント、机、椅子、看板等） ・エコステーションの物品購入費（ごみ箱、ごみ袋、ゴム手袋等） ・エコステーションの人件費 ・資源物処理費（収集運搬、資源化に係る経費に限る。） ・脱炭素や資源循環に資する掲出物作製費（啓発パネル等）
ゼロカーボンイベントを明記した広報物印刷等に係る経費	
	・印刷製本費（チラシ、ポスター、パネル等） ・コンテンツ制作費（ホームページ、SNS等）